



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年10月4日金曜日 第549号

◇ 目 次 ◇

土地改良事業の工事完了の届出.....	(農地整備課) ...	710
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(港湾海岸課) ...	710
液化石油ガス販売事業者の認定.....	(東予地方局総務県民課防災対策室) ...	710
土地改良区の定款変更の認可.....	(東予地方局農村整備課) ...	711
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	711
道路の区域変更(県道中山双海線).....	(中予地方局管理課) ...	711

公 告

技能検定の合格者.....	(労政雇用課) ...	711
---------------	-------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	719
-----------------------------	---------------	-----

公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ...	720
--------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第896号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和6年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	鬼北・松野地区(鬼北町)	令和4年3月18日

○愛媛県告示第897号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

令和6年10月4日

愛媛県知事 中村 時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 愛媛県知事 中村 時広
松山市岩崎町一丁目7番地7号

2 埋立区域

(1) 位置

西条市ひうち字西ひうち7番7、7番8及び7番21の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち13の地点から10の地点までを順次に結んだ線及び13の地点と10の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+3.31mにより決定)により囲まれた区域。

基点(西条市大字船屋乙54番1天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点

- 13点は、基点から真北295度48分06秒、2.855.10mの地点
- 12点は、13点から真北343度01分45秒、180.02mの地点
- 14点は、12点から真北343度56分54秒、172.45mの地点
- 15点は、14点から真北28度56分54秒、24.82mの地点
- 16点は、15点から真北73度56分54秒、362.45mの地点
- 8点は、16点から真北163度56分54秒、313.78mの地点
- 9点は、8点から真北73度56分54秒、3.22mの地点
- 10点は、9点から真北163度56分54秒、56.22mの地点

(3) 面積

140,367.10平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年7月18日 愛媛県指令港第137号

4 しゅん功認可年月日

令和6年10月4日

○愛媛県告示第898号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液

化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年10月4日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 年 月 日
四国溶材商事株式会社	村上周子	今治市阿方甲298番地1	令和6年 9月25日

○愛媛県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市東予土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年10月4日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

○愛媛県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が、退任した旨の届出があった。

令和6年10月4日

愛媛県中予地方局長 矢野悌二

退任

役員の種類	氏 名	住 所
監事	竹村元收	松山市三町3丁目14-15

○愛媛県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年10月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘字下替前甲3992番6から 同町上灘字下替前甲3989番2まで	旧	メートル 3.5～4.8	キロメートル 0.623	
			新	4.8～13.9	0.623	

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき令和6年6月15日から9月7日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

令和6年10月4日

愛媛県知事 中村時広

造園（造園工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	C 1

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

金属熱処理（高周波・炎熱処理作業）

3級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

機械加工（普通旋盤作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	B 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 4	A甲 7	A甲 9	A甲 10	A甲 11
A甲 12	C 1	C 2	C 3		

機械加工（数値制御旋盤作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5	C 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	C 1
C 2	C 4				

機械加工（フライス盤作業）

1級

受検番号
C 1

2級

受検番号
C 1

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	C 1	C 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2 C 2	A甲 4 C 3	A甲 5	A甲 9	B 1	C 1

機械加工（円筒研削盤作業）

2級

受検番号
A甲 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	C 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	C 1	C 2

非接触除去加工（ワイヤ放電加工作業）

2級

受検番号
C 1

非接触除去加工（レーザー加工作業）

1級

受検番号
A甲 6

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

鉄工（製缶作業）

2級

受検番号
A甲 1

鉄工（構造物鉄工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	D 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	B 2

建築板金（内外装板金作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	C 2	C 3

建築板金（ダクト板金作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 2

めっき（溶融亜鉛めっき作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 3 C 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	B 3

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受 検 番 号
B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 3	C 2

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級

受 検 番 号
B 2

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 8	A甲 9	A甲 10

産業車両整備(産業車両整備作業)

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 7	A甲 2 A甲 8	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6

建設機械整備(建設機械整備作業)

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 13	A甲 2 A甲 14	A甲 4 A甲 15	A甲 8 C 1	A甲 10 C 3	A甲 12

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 12	A甲 3 A甲 15	A甲 4 C 1	A甲 6 C 2	A甲 7	A甲 10

婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)

1級

受検番号	受検番号
B 1	D 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
C 1	D 1	D 2	D 3

家具製作（家具手加工作業）

1級

受検番号
A甲 1

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	D 1

建具製作（木製建具手加工作業）

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

プラスチック成形（射出成形作業）

2級

受検番号
B 1

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1級

受検番号	受検番号
C 3	C 4

石材施工（石積み作業）

1級

受検番号
C 2

2級

受検番号
C 1

とび（とび作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12
A甲 17	A甲 19	A甲 21	A甲 22	A甲 24	B 1
B 2	B 3	B 5			

2級

受検番号	受検番号
B 1	C 1

左官（左官作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 9	A甲 4 A甲 11	A甲 5 B 1	A甲 6	A甲 7	A甲 8

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3 D 2	A甲 4 D 3	A甲 12	A甲 13	B 2	D 1

タイル張り（タイル張り作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	C 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 4	A甲 5	C 2

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

1級

受検番号
A甲 1

防水施工（シーリング防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1	C 2

防水施工（FRP防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	C 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受検番号
A甲 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 5	A甲 6	C 1

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	B 1	C 1	C 2

表装（壁装作業）

1級

受検番号
C 3

2級

受検番号	受検番号
A甲 2	B 1

塗装（建築塗装作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7	A甲 11
A甲 13	C 4	C 7	C 8	C 10	C 11
C 13	C 14				

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 4	A甲 5	C 2

塗装（金属塗装作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級

受 検 番 号
A 甲 1

2級

受 検 番 号
B 1

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年10月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,108,023
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,161
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 238,503

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	42,559	14,187
南 宇 和 郡	16,931	5,644
松山市・上浮穴郡	427,145	137,858
今治市・越智郡	131,014	43,672
宇和島市・北宇和郡	70,239	23,413

八幡浜市・西宇和郡	33,565	11,189
新 居 浜 市	95,404	31,802
西 条 市	87,266	29,089
大洲市・喜多郡	46,824	15,608
伊 予 市	30,027	10,009
四 国 中 央 市	69,542	23,181
西 予 市	29,675	9,892
東 温 市	27,832	9,278

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第12号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年10月4日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
酸化エチレンガス滅菌装置2式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F	令和6年9月24日	株式会社よんやく 愛媛県松山市南高井町1828番地	33,900,000円	一般競争入札	令和6年8月13日